

マイナンバー制度の導入に向けて (雇用保険業務)

~事業主の皆様へ~

平成27年11月

厚生労働省 都道府県労働局 ハローワーク

雇用保険関係のマイナンバー導入スケジュール(予定)



<u>平成27年10月</u>~

国民への個人番号の通知の開始

<u>平成28年1月</u>~

雇用保険手続の個人番号対応開始 個人番号カードの交付の開始 (個人の申請により市町村が交付)

法人番号の利用の開始

<u>平成29年7月</u>~

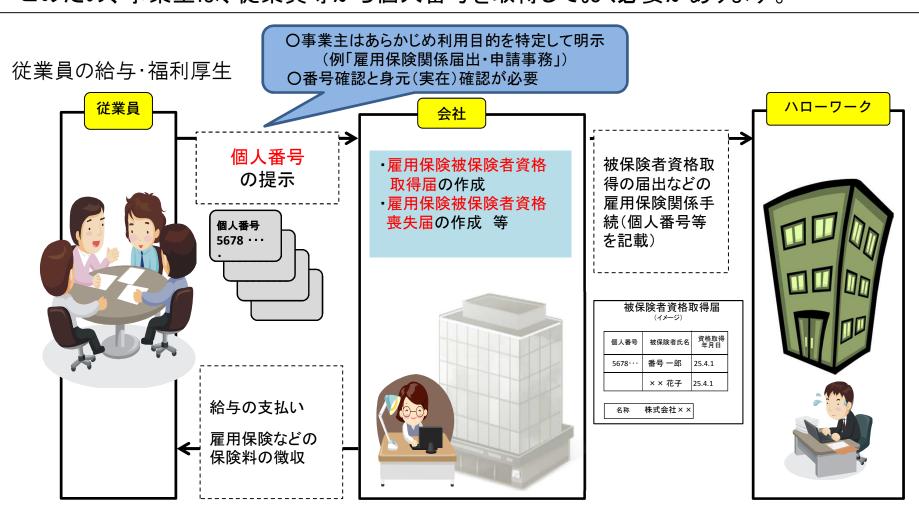
雇用保険業務において、他の行政 機関との情報連携開始

雇用保険関係手続の個人番号の記載・提出の流れ



<u>平成28年1月1日以降</u>は、雇用保険関係の届出書等に<u>個人番号を記載して提出</u>することになります。

このため、事業主は、従業員等から個人番号を取得しておく必要があります。



事業主における個人番号関係事務実施者としての対応



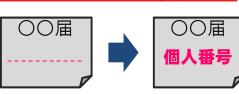
POINT!

マイナンバー制度の導入に伴い、雇用保険の資格取得届をはじめとして、事業主がハ

ローワークに提出していただく各種届出書等に従業員の「個人番号(マイナンバー)」を記入

する欄が追加されます。

※届出書様式等のうち、「個人番号」の追加等の変更があるものに関する 厚生労働省令等の改正を行います。



POINT!

このため、事業主は、

・ ハローワークが行う雇用保険事務の「<u>個人番号関係事務実施者</u>」となり、 <u>従業員から「個人番号」を取得する必要</u>があります。

POINT!

「個人番号関係事務実施者」は以下のような対応をする必要があります。

- ・個人番号を従業員から取得する際の本人確認措置の実施
- 特定個人情報の漏えい、滅失又は毀損の防止等の安全管理措置の実施
- ・特定個人情報を委託先に提供するときには委託先の適切な監督 等

マイナンバーを従業員などから取得するときは、 利用目的の明示と厳格な本人確認が必要です。

利用目的はきちんと明示!

- ・マイナンバーを取得する際は、利用目的を特定して明示 (※)する必要があります。 (例)「源泉徴収票作成事務」「健康保険・厚生年金保険届出事務」
- ・源泉徴収や年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で
- ・源永徴取り年金・医療保険・雇用保険など、複数の目的で 利用する場合は、<mark>まとめて目的を示しても構いません</mark>。



※ 個人番号を取得するときは、個人情報保護法第18条に基づき、利用目的を本人に通知又は公表する。また、本人から直接書面に記載された個人番号を取得する場合は、あらかじめ、本人に対し、その利用目的を明示する。

本人確認は成りすまし防止のため厳格に!

- ・マイナンバーを取得する際は、他人の成りすまし等 を防止するため、<mark>厳格な本人確認</mark>を行います。
- ・本人確認では、①正しい番号であることの確認(<u>番号確認</u>) と②手続を行っている者が番号の正しい持ち主である ことの確認(<u>身元確認</u>)を行います。

マイナンバー取得の際の本人確認では、番号確認と身元確認を行います。



個人番号の確認

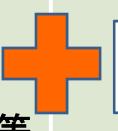
身元(実在)の確認



個人番号カード



通知 カード 住民票 (番号付き)



運転 免許証

or パス ポート

等

_ _ _ _ _ _ _

※ 上記が困難な場合は、 過去に本人確認の上で 作成したファイルの確 認



- ※ 上記が困難な場合は、健康保険の 被保険者証と年金手帳などの2以上 の書類の提示
- ※ 雇用関係にあるなど、人違いでないことが明らかと個人番号利用事務実施者が認めるときは、身元(実在)確認書類は要しない

等

事業主が行う本人確認の概要(1/2)

事業主は、従業員から個人番号の提供を受ける場合には、本人確認(従業員の個人番号の確認と身元(実在)確認)を行うことが必要です。

ハローワークへの届出にあたって必要となる本人確認は次のとおりです。

(本人確認書類の詳細については、厚生労働省ホームページ(資料のP23にアドレスを掲載)を参照ください。

個人番号の 提供方法	個人番号確認	身元(実在)確認
対面∙郵送	(原則) ① 個人番号カード ② 通知カード ③ 個人番号が記載された住民票の写し(住民票記載事項証明書) (例外) ① 上記が困難な場合、過去に本人確認の上で作成した特定個人情報ファイル (その他) 国税庁の告示で定められている書類については、公共職業安定所長が適当と認める書類として番号確認を可能とする予定例:官公署等から発行された番号付き書類	I 個人番号の提供を行う者と雇用関係にあること等の事情を勘案し、人違いでないことが明らかと公共職業安定所長が認めるとき(国税庁の告示と同様とする予定) →雇入れ時などに運転免許証等により本人であることの確認をしている場合であって本人から直接対面で個人番号の提出を受ける場合は身元(実在)確認は不要 Ⅱ I以外の場合は、次のいずれかによる確認(原則) ① 個人番号カード ② 運転免許証やパスポート等の写真付き身分証明書(例外) ① 公的医療保険の被保険者証、年金手帳、児童扶養手当証書など写真付きでない身分証明書を2つ以上(その他) 国税庁の告示で定められている書類については、公共職業安定所長が適当と認める書類として身元(実在)確認を可能とする予定例:氏名、生年月日又は住所の記載のある写真付き身分証明書等(法人、官公署が発行する身分証明書や資格証明書など)や公共料金の領収書など

事業主が行う本人確認の概要(2/2)



個人番号の 提供方法	個人番号確認	身元(実在)確認
	個人番号カー	-ド(ICチップの読み取り)
オンライン	(原則) ① 過去に本人確認の上で作成した特定個人 情報ファイルの確認	(原則) ① 公的個人認証による電子署名
	(その他) 国税庁の告示で定められている書類については、公共職業安定所長が適当と認める書類とする予定例:個人番号カードや通知カードなどの画像データの電子的送信	(その他) 国税庁の告示で定められている書類については、公共 職業安定所長が適当と認める書類とする予定 例:個人番号カードや運転免許証などの画像データの電子的送信 事業者が本人であることを確認した上で発行するID及びパス ワード
電話	過去に本人確認の上作成した特定個人情報ファイルの確認	(その他) 国税庁の告示で定められている確認方法については、 公共職業安定所長が適当と認める書類とする予定 例:事業主により各人別に付された番号(社員番号、職員番号など)

「国税庁告示の告示で定められている書類」は以下の国税庁ホームページを参照してください。

https://www.nta.go.jp/mynumberinfo/pdf/kakunin.pdf

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式一覧

(事業主提出関係)



<u>平成28年1月1日以降</u>、以下の様式について、<u>従業員の個人番号を記載</u>し、 ハローワークに提出することが必要です。

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第2 号	平成28年1月1日
雇用保険被保険者資格喪失届	雇用保険法施行規則様式第4 号	平成28年1月1日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票 •(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書(注1)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票 ・(初回)育児休業給付金支給申請書(注1)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付金支給申請書(注1)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日
個人番号登録・変更届出書(注2)	通達様式	平成28年1月1日

- (注1)事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結した上で、できるだけ事業主の方に提出していただくこととしています。
- (注2)個人番号登録・変更届出書は、個人番号欄のない旧様式にて届出る場合や個人番号の登録(または再登録など) を後日行う場合などに使用する様式です。
- (注3)<u>在職者の個人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。</u>

(参考) 在職者・離職者が個人番号を記入する手続



変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険被保険者離職票-1	雇用保険法施行規則様式第6 号	平成28年1月1日
高年齢雇用継続給付受給資格確認票·(初回)高年齢雇 用継続給付支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の3	平成28年1月1日
育児休業給付受給資格確認票·(初回)育児休業給付金 支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の5	平成28年1月1日
介護休業給付金支給申請書(注)	雇用保険法施行規則様式第33号の6	平成28年1月1日
教育訓練給付金支給申請書	雇用保険法施行規則様式第33号の2	平成28年1月1日
教育訓練給付金(第101条の2の7第2号関係)及び教育 訓練支援給付金受給資格確認票	雇用保険法施行規則様式第33号の2の2	平成28年1月1日
雇用保険日雇労働被保険者資格取得届	雇用保険法施行規則様式第25号	平成28年1月1日
未支給失業等給付請求書	雇用保険法施行規則様式第10号の4	平成28年1月1日

(注)事業主の方が提出することについて労使間で協定を締結している場合には、事業主に提出していただくこととしています。

(参考) 事業主の皆様からの質問が多い様式

高年齡雇用継続給付支給決定通知書(被保険者通知用)

高年齡雇用継続給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)



以下の様式についてはマイナンバー制度施行に伴う様式の変更はありません。

様式名
育児休業給付金支給決定通知書(被保険者通知用)
育児休業給付次回支給申請日指定通知書(事業主通知用)
介護休業給付金支給・不支給決定通知書
雇用保険被保険者休業開始時賃金月額証明書・所定労働時間短縮開始時賃金証明書(安定所提出用/事業主控/本人手続用)
雇用保険被保険者氏名変更届受理通知書(被保険者通知用/事業主通知用)
雇用保険被保険者資格取得等確認通知書(被保険者通知用/事業主通知用)
雇用保険被保険者資格喪失確認通知書(事業主通知用)
雇用保険被保険者証
雇用保険被保険者転勤届
雇用保険被保険者転勤届受理通知書(安定所提出用/事業主控用)
雇用保険被保険者離職証明書及び雇用保険被保険者離職票-2
雇用保険被保険者六十歳到達時等賃金証明書(安定所提出用/事業主控用)

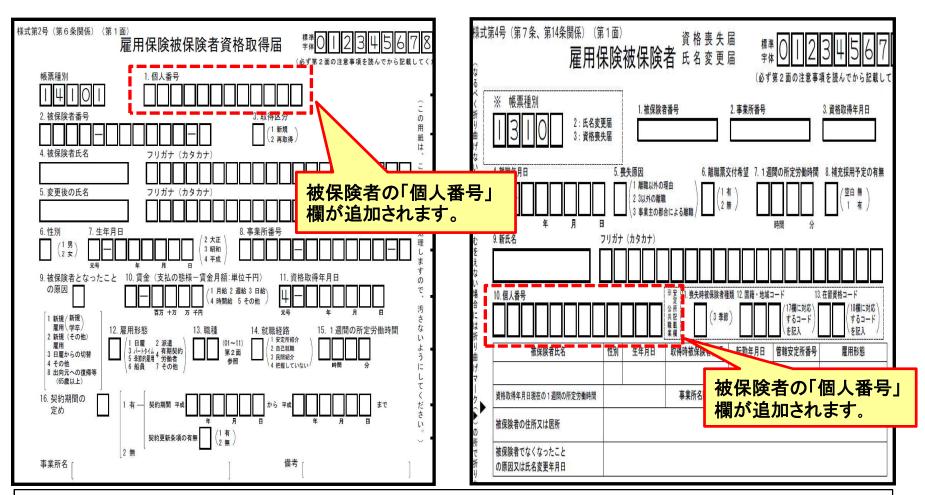
1(

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式①(事業主提出関係)



雇用保険被保険者資格取得届

雇用保険被保険者資格喪失届



- 〇 資格取得届及び資格喪失届に被保険者の個人番号を記載します。
- 〇 この他、<u>外国人のローマ字氏名をアルファベットで届出していただくための様式改正を予定</u>しており、今後、様式は変更となる可能性があります。

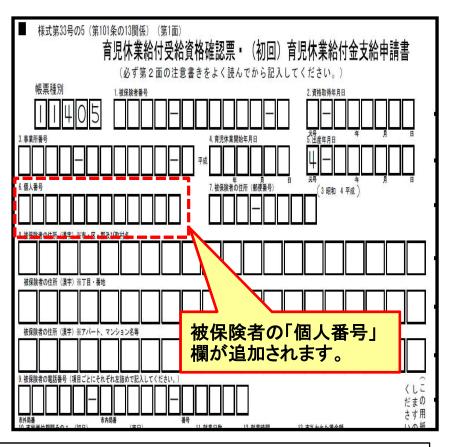
個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式②(事業主提出関係)



高年齢雇用継続給付受給資格確認票・(初回)高年齢雇用継続給付支給申請書

育児休業給付受給資格確認票•(初回)育児休業給付金支給申請書





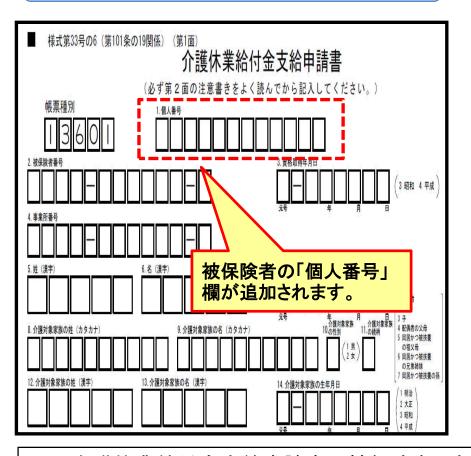
- 〇 高年齢雇用継続給付及び育児休業給付の受給資格確認(初回の申請手続きを同時に行う場合を含む)時に被保険者の個人番号を記載(2回目以降の申請書には個人番号の記載は不要)。
- 〇 申請主体は本人ですが、労使協定を締結するなどにより<u>できるだけ事業主の方が提出</u>して いただくようお願いします。

個人番号の記載が必要な雇用保険届出様式③(事業主提出関係)



介護休業給付金支給申請書

個人番号登録•変更届出書



i	個人番号登録・変更届出書 標準 123456
帳票種別	1. 届出区分 (1 新規)
2. 個人番号	3. 変更前個人番号
4. 被保険者番号	日雇被保険者番号
5. 氏名 (カタカナ)	
6. 性別 (1 男) (2 女)	7. 生年月日
8. 事業所名]

- 介護休業給付金支給申請書に被保険者の個人番号を記載します。また、申請主体は本人ですが、労使協定を締結するなどによりできるだけ事業主の方が提出していただくようお願いします。
- 〇 <u>個人番号登録・変更届出書は、個人番号欄のない旧様式にて届け出る場合や個人番号</u> の登録(または再登録など)を後日行う場合などに使用する様式です。

法人番号の記載が必要な雇用保険届出様式一覧



(事業主提出関係)

<u>平成28年1月1日以降</u>、以下の様式について、<u>企業の法人番号を記載</u>し、 <u>ハローワークに提出</u>することが必要です。

変更される様式等	様式番号等	施行日
雇用保険適用事業所設置届	通達様式	平成28年1月1日
雇用保険適用事業所廃止届	通達様式	平成28年1月1日
雇用保険事業主事業所各種変更届(注1)	通達様式	平成28年1月1日

- (注1) 雇用保険事業主事業所各種変更届は、登録済みの法人番号を変更する際などに使用する様式です。
- (注2)<u>既に適用事業所となっている事業所(個人事業主を除く)の法人番号については、現在、検討中であり、詳細は追ってご案内することとしています。</u>

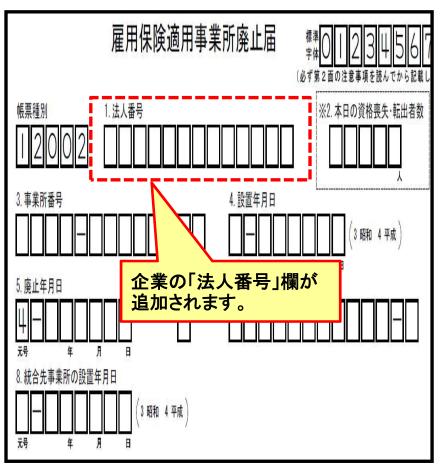
法人番号の記載が必要な雇用保険届出様式①(事業主提出関係)



雇用保険適用事業所設置届

雇用保険適用事業所廃止届





- 〇 事業所設置届及び事業所廃止届に企業の<u>法人番号</u>を記載します。
- 〇 <u>個人事業主</u>の場合は、法人番号が付与されないため、<u>法人番号欄は空欄で提出</u>を お願いします。

法人番号の記載が必要な雇用保険届出様式② (事業主提出関係)



雇用保険事業主事業所各種変更届

ı	雇用保険事業主事業所各種変更届 (必ず第2面の注意事項を読んでから記載し ※ 事業所番号
帳票種別	※1. 変更区分 2. 変更年月日 二元号 年月日
3. 事業所番号	4. 設置年月日
●下記の5~11欄につ5.法人番号	いては、変更がある事項のみ記載してください。
6. 事業所の名称 (カタカナ)	→□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□□
	<mark>追加されます。</mark>

〇 <u>雇用保険事業主事業所各種変更届</u>は、<u>登録済みの法人番号を変更する際などに</u> <u>使用する様式</u>です。





事業主の皆様から多く寄せられるご質問をご紹介します。



離職票-1は事業主が個人番号を記載して離職者に交付するのですか。

離職票 – 1 の個人番号欄は離職者が記載することとしており、事業主はハローワークから交付された離職票 – 1 (個人番号欄は空欄)を離職者に交付していただくこととなります。



離職票 – 1の個人番号欄は離職者が記入してハローワークに提出します。

雇用保険関連事務で、 事業主の皆様から多く寄せられるご質問をご紹介します。

2

高年齢雇用継続給付や育児休業給付の2回目以降の申請に個人番号は必要ですか。

受給資格確認の際に必要であり、2回目以降の申請書に個人番号の記載は不要です。



3

従業員から個人番号の提供を拒否された場合、雇用保険手続についてどのような取扱いとなりますか。

個人番号の記載がない場合でも受理します。ただし、個人番号の記載は事業主の義務ですので、ご理解とご協力をお願いします。



雇用保険に関わる返戻書類(例えば、雇用保険被保険者資格取得届を提出した場合に ハローワークから交付される雇用保険被保険者資格取得等確認通知書など)には 個人番号が記載されるのですか。

返戻書類には個人番号は記載されません。

雇用保険関連事務で、

事業主の皆様から多く寄せられるご質問をご紹介します。

平成28年1月以降、個人番号欄が追加する様式(新様式)に改正されますが、 その場合、旧様式の使用は可能ですか。

※資格喪失届について、事業所が保管している用紙には、個人番号欄がないため番号を 記載できませんが、その場合はどのような取扱いとなるのですか。

旧様式についても使用可能です。

資格喪失届などが旧様式にて提出された場合には、改めて、個人番号を個人番号登 録・変更届出書により提出していただくこととしています。



旧様式はいつまで使用が可能ですか。

新様式の施行日である平成28年1月1日の時点で、すでに交付されている旧様式に ついては経過措置として利用が可能ですが、旧様式には個人番号欄が設けられて おりませんので、個人番号登録・変更届出書により個人番号を届出ていただくこととな ります。

雇用保険関連事務で、



7

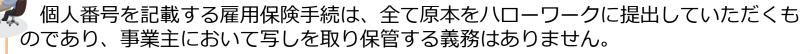
届出等の際には、個人番号の確認のための添付書類が必要ですか。



不要です。



個人番号を記載した届出書類の保存年限はいつまでですか。





ジー 従業員の個人番号を誤って届出した場合はどのようにすればよいですか。



個人番号登録・変更届出書により訂正の届出をしていただくこととなります。



雇用保険関連事務で、



マイナンバー制度の利用開始を契機に、電子申請を行うことを考えていますが、どのようにしたらよいでしょうか。

R用保険手続の届出には、「電子政府の総合窓口(e-Gov)」(http://www.e-gov.go.jp/shinsei/index.html)の電子申請システムを利用することにより、ハローワークの窓口に行かなくても、24時間いつでも手続を行うことができます。

初めて電子申請を行う場合には、①電子証明書の取得、②パソコンの環境設定が必要となります。

① 電子証明書の取得

電子証明書は、申請用データに電子署名を行うために必要となるもので、認証局と呼ばれる機関に発行申請を行うことが必要です。

電子証明書には、(ア)ファイル形式と(イ) I Cカード方式があり、有効期限もございますのでご注意下さい。 なお、電子証明書を取得していない法人事業主については、事業主個人の公的個人認証サービスの電子証明書 (個人番号カードも利用可能)でも利用が可能です。

また、事業主が同一企業内に属する責任のある方(労務室長など)の電子証明書を利用する旨の届出書を添付することにより、事業主が指定した方の個人の公的個人認証サービスの電子証明書(個人番号カードも利用可能)の利用が可能です。

② パソコンの環境設定

電子証明書を利用するには「ICカードリーダ」を用意していただくとともに、電子申請用のプログラムをインストールしていただくなどの準備が必要になります。

電子証明書の取得やパソコンの環境設定の手続きが終了した後、e-Gov のホームページから雇用保険手続についての電子申請を行うこととなります。

(参考マニュアル)

- オンライン申請ガイドブック http://www.e-gov.go.jp/doc/pdf/guidebook.pdf
- 認証局について http://www.mhlw.go.jp/shinsei_boshu/denshishinesei/dl/ninsyoukyoku_taiouhyou.pdf
- 雇用保険手続マニュアル http://www.mhlw.go.jp/sinsei/tetuzuki/e-gov/
- e-Gov 電子申請講習会資料 http://www.e-gov.go.jp/help/shinsei/seminar.html



雇用保険関連関係の手続は、「電子申請(e-Gov)」



- •365日、24時間いつでも申請できます。
- 申請書を取り寄せる必要がなく、自宅やオフィスのパソコン等、どこからでも申請できます。
- ・誤送付及び個人情報の情報漏えい等のリスクが軽減されます。

ご利用にあたって

〈e-Gov〉について

e-Gov(イーガブ)とは総務省が運営する行政サービスの総合窓口です。厚生労働省を始め、各省庁への申請や届出がオンラインで行えます。



e-Gov 検索

e-Govの使い方や操作方法については、電子政府利用支援センターへメール、電話、FAXで問い合わせることも可能です。

電子政府利用支援センター

【問い合わせ先】 メール : https://www.e-gov.go.jp/contact/form/enquete.html

電話番号 : 050-3786-2225 **FAX** : 050-3786-2226

マイナンバー制度の概要資料掲載先・問い合わせ先



【マイナンバー制度関係資料】

- 〇 雇用保険関係のFAQや様式案(厚生労働省ホームページ) http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000087941.html
- O 内閣官房ホームページ http://www.cas.go.jp/jp/seisaku/bangoseido/
- O 特定個人情報保護委員会ホームページ http://www.ppc.go.jp/

【マイナンバー総合フリーダイヤル】

- ◆ 電話番号:0120-95-0178(無料)
- 「通知カード」「個人番号カード」に関することや、その他マイナンバー制度に関するお問合せにお答えします。
- ・ 音声ガイダンスに従って、お聞きになりたい情報のメニューを選択してください。
- 既存のナビダイヤルも継続して設置しております。こちらの音声案内でもフリーダイヤルを 紹介しています。
- ・ 平日9:30~22:00 土日祝 9:30~17:30(年末年始12月29日~1月3日を除く)
- ※ 一部IP電話等で上記ダイヤルに繋がらない場合(有料)
 - マイナンバー制度に関すること 050-3816-9405
 - 「通知カード」「個人番号カード」に関すること 050-3818-1250

事業主の皆様へお願い



① 各種届出や申請の提出期限の厳守をお願いします。

「雇用保険被保険者資格喪失届」は離職日の翌々日から10日以内に提出をお願いします。

- ② 電子申請をぜひご利用ください。 ハローワークの営業時間に関わらずいつでも申請できます。
- ③ 郵送の場合は、届出に係る履歴が確認できるような方法 (例:書留郵便等)をご利用ください。

引き続き雇用保険関係業務の円滑な実施にご理解とご協力をお願いいたします。